

新型コロナ陽性者（自宅・宿泊療養者）に対する診療での算定可否一覧（表中の点数は公費番号28230605で請求できます）

2022/10/26時点

※赤字は変更部分…「重症化リスクの高い患者への電話等による診療（147点）」は、11月1日以降も2023年3月31日まで算定できることとされた。

項目	点数	算定要件等	外来		電話等	往診		訪問診療		備考
			右記以外	中和抗体薬投与	電話等	右記以外	中和抗体薬投与	右記以外	中和抗体薬投与	
初診料	288		初診時○		-	初診時○		-		
初診料(電話・情報通信機器等)	214	施設基準未届の場合	-		初診時○	-		-		
初診料(情報通信機器を用いた場合)	251	施設基準届出の場合	-		初診時○	-		-		
再診料(電話再診含む)	73		再診時○		再診時○	再診時○		-		
往診料	720					○		-		
訪問診療料	-					-		○		
院内トリアージ実施料	300	コロナ陽性患者を対面で診療した場合 (診療の都度算定可)	○			○		○		
二類感染症患者入院診療加算	250	コロナ陽性患者を電話で診療した場合 (1日1回に限り算定可)			○					
重症化リスクの高い患者への電話等による診療 ※1	147	<b>一連の診療のうち初回のみ算定可 ※3</b>			○					2022年5月1日 ～ <b>2023年3月31日</b> まで
救急医療管理加算1 ※2	外来診療	950	○		-					
	外来、中和抗体薬投与	2,850	-		○					
	往診又は訪問診療	2,850				○		-	○	-
	往診等、中和抗体薬投与	4,750				-		○	-	○
投薬など新型コロナの治療に関わる点数	-		○	○ (薬剤料除く)	○	○	○ (薬剤料除く)	○	○ (薬剤料除く)	

※1：11月1日以降の算定要件は、協会ホームページの図を参照されたい。

<https://aichi-hkn.jp/news/12675>

※2：救急医療管理加算1を算定する患者が、6歳未満である場合には乳幼児加算（400点）が、6歳以上15歳未満である場合には小児加算（200点）が算定できる。

※3：初診料を算定する場合に限らず、再診料を算定（例：陽性患者を対面診療後、自宅療養期間中に電話で投薬の求めがあり再診料を算定）する場合も算定可。